

○松山衛生事務組合議会の個人情報の保護に関する条例

制 定 令和 6 年 2 月 15 日条例第 1 号

(目的)

第 1 条 この条例は、松山衛生事務組合議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(準用)

第 2 条 議会の個人情報の保護に関する事項については、松山市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年松山市条例第 15 号。以下「市条例」という。）の規定を準用する。この場合において、市条例中「市長」とあるのは「組合長」と、市条例第 46 条第 1 項中「松山市文書法制審議会条例（平成 28 年条例第 7 号）第 1 条に規定する松山市文書法制審議会」とあるのは「松山衛生事務組合文書法制審議会条例（平成 28 年条例第 1 号）第 1 条に規定する松山衛生事務組合文書法制審議会」と読み替えるものとする。

付 則（令和 6 年 2 月 15 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。